



仙台市 家庭向けV2H充放電設備 設置費用補助金

申請の手引き (令和8年度版)



提出先・問い合わせ先

仙台市環境局脱炭素政策課

〒980-0802

仙台市青葉区二日町6-12 MSビル二日町5階

TEL:022-214-8682

平日8時30分～17時15分

提出は郵送にてお願いいたします。

1.申請の流れ 事業者による申請手続きの代行も可能です※

工事前に申請!

その1

要件の確認 → P2、3

その2

申請書類一式 提出 → P4

R8.12.15まで
(ただし予算の限り)

事務局による審査
(休日含まない14日以内に決定通知書送付)

交付決定通知書受領 → P5

その3

工事着手前写真撮影 → P6
(様式第2号別紙1(4々の番号が書かれた紙)を張り付ける)

その4

工事着手
写真撮影 → P6
(様式第2号別紙1(4々の番号が書かれた紙)を張り付ける)

その5

実績報告書類一式 提出 → P7

R9.1.29まで

事務局による審査

補助金額確定通知書受領

その6

請求書提出 → P8

補助金交付 (口座振込)

※行政書士でない者が業として他人の依頼を受け、報酬を得て官公署に提出する書類を作成することは、行政書士法違反になりますのでご注意ください。

2.申請期間と実績報告期限

申請期間：令和8年5月1日から令和8年12月15日まで（必着。
予算がなくなり次第終了）

※**工事着手前の申請**になります。

※**交付決定前に工事を行うと補助を受けられません。**

※受付順での審査になります（書類に不備がある状態では、受付となりませんので、ご注意ください）。

※申請書を受付してから14日以内（土日祝日を除く）に審査を行い、
交付決定・不交付決定を申請者あてに通知します。

実績報告期限：事業完了の日から60日以内又は
令和9年1月29日（必着）

3.補助の内容

補助対象設備	補助対象設備の要件	補助額
V2H充放電設備	<ul style="list-style-type: none">・市内の戸建住宅に設置すること・V2H充放電設備から放電される電力はV2H充放電設備を設置する同一住居内で使用すること・太陽光発電設備と連携していること・国の補助事業における補助対象機器として、一般社団法人次世代自動車振興センターによる登録されているものであること・リース品でないこと・未使用品であること	上限20万円 〔補助対象経費の1/3〕

ヴイ-エフ ビー-エル トゥー ホーム

V2H・・・Vehicle to homeの略称。電気自動車等への充電と、電気自動車等から住宅に電力を共有できる装置。

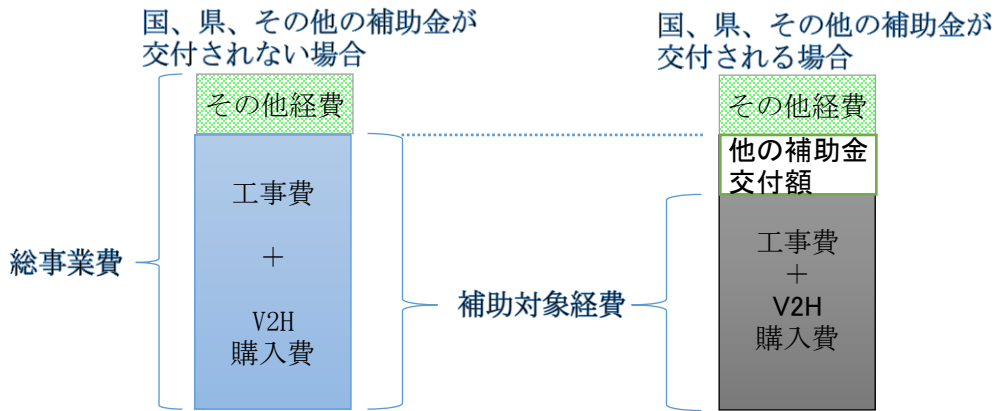
補助対象経費・・・設備設置工事にかかった費用のうち、補助金の計算に使う経費の合計額(詳細は3ページへ)

4. 工事にかかった費用のうち補助対象経費とみなすもの

この補助金で補助金の計算に使用する経費(補助対象経費)は、以下の経費(全て税抜金額)になります。

- ① V2H充放電設備の購入費用
- ② V2H充放電設備の設置工事費用

ただし、国又は宮城県その他の団体から補助金が交付される場合は、当該補助金相当額を差し引いた額を補助対象経費とします。



※補助対象経費に含めないもの

諸経費、レイアウト検討費、電力会社協議費、調査費、既存機器処分費、廃材処分費、設計費、交通費、管理費、振込手数料、清掃費など

5. 補助金の申請ができる方

対象者となる要件

以下のすべてにあてはまる個人

- 市内の戸建住宅に住んでいる方※1
(又は実績報告までに住む予定の方)
- 仙台市の市税を滞納していない方
- 暴力団等と関係を有していない方
- 同一年度内に申請を行っていない方※2
- 補助対象設備について仙台市が実施する他の補助金の交付決定を受けていない方(せんだい健幸省エネ住宅補助金(新築向け)との併用は不可)
- V2H充放電設備を設置予定で工事に着手していない方

※1 V2H充放電設備を設置する住宅に住んでいる方が対象です。

※1 住宅に住んでいる方以外に所有者がいる場合、全ての所有者から同意を得られている必要があります。

※1 借家の場合のみ、所有者(市内に居住している必要があります)が申請してください。

※2 同一年度内1回限りの申請となります。(1回の申請でV2H充放電設備1台分のみ申請可能です。)

6. 交付申請に必要な書類（記入例は仙台市HPをご確認ください）

	書類名	備考
①	補助金交付申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第1号 ・余白に捨印を押印していれば軽微な誤りは仙台市で訂正可能（再提出の必要がありません。）
②	住民票	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者本人の原本 ・マイナンバーが記載されていないこと ・交付日が交付申請書提出前3か月以内のもの ・申請時に市内に住所を有していない場合は不要（実績報告時に提出）
③	工事請負契約書（または工事請書と注文書のセット）の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の氏名、住所、工事場所、押印、契約日等を確認できること ・申請者名義の契約であること ・工事請書の場合、注文書もセットで提出すること
④	見積書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・V2H充放電設備の本体費用及び工事費用がわかるもの ・見積の合計金額が契約書と同じ金額であること ・申請者あての見積書であること
⑤	他の補助金の額がわかる書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・他の補助金を受給する場合のみ ・補助金交付申請書、交付決定通知書等の写し（申請者の氏名、金額の分かるもの）
【既に太陽光発電システムが設置されている場合】		
⑥	太陽光発電システムが設置されていることを証明する書類	下記のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ・現在契約中の売電明細の写し又は電力受給契約確認書の写し ・系統連系に係る契約書類の写し ・保証書（太陽光モジュール及びパワーコンディショナー）の写し
【V2Hと併せて新たに太陽光発電システムを設置する場合】		
	太陽光発電システムの設置に係る書類（見積書、契約書等）	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム購入及び導入に係る書類（見積書、契約書等） ・V2Hを設置する住宅の敷地内で太陽光発電システムの設置予定が確認できること。
⑦	市税の滞納がないことの証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・交付日が交付申請書の提出前30日以内のもの ・区役所、総合支所で交付を受けてください ・市税納付状況確認に同意した場合は不要
⑧	その他必要と認める書類	

※申請書類はA4サイズまたはA3サイズ折り込み

7. 交付決定

審査の結果、交付申請内容が適正である時は**申請者本人宛て**に交付決定通知書を送付します。

- ・ 交付決定は申請者本人のみへの送付となりますので、必要に応じて手続代行者へ交付決定通知があったことを連絡してください。

工事前に
写真撮影！

▼様式第2号別紙1

交付決定番号

仙台市（RO環脱政）指令

第 9999 号

※ 工事前、工事後とも、本用紙をV2日充放電設備（工事前は設置場所）に貼り付けて写真を撮影してください。写真は、実績報告に必要となります。
※ 写真は、次の要件を満たすように撮影してください。要件を満たしていない場合は、補助金を交付できません。
・ 本用紙を補助対象機器等に貼り付け、番号が読み取れるように撮影すること。

【重要】

- ①工事前（設置場所）
- ②工事後（補助対象設備）

に貼り付けて写真を
撮影してください

- ・ 交付決定通知日より前に工事を開始していないことを証明するため、同封している「**様式第2号別紙1**」（4ケタの番号が書かれた紙）を**設置場所に貼り付けて工事前に写真を撮影してください。**

工事前の写真で「様式第2号別紙1」を確認出来ない場合は補助金を交付できません。

- ・ 写真の撮影方法等は仙台市HPの記入例を確認してください。

8. 設備の設置工事着手

交付決定の通知を受けた後に、設備の設置工事に着手してください。
工事完了後「様式第2号別紙1」（4ケタの番号が書かれた紙）を設備に張り付けて撮影してください。

- ・ **交付決定前に工事すると、補助を受けられなくなります。**

9. 変更の手続き

交付決定後に交付決定を受けた補助金の額の変更（減額）、補助対象設備等の変更などがある場合は、**工事前に承認を得る必要があります。**

様式第4号に必要書類を添えて仙台市環境局脱炭素政策課宛てに提出してください。
変更内容で変更承認が必要かわからない場合は、仙台市環境局脱炭素政策課までお問い合わせください。

【注意点】

- ・ 補助事業の内容変更により交付決定を受けた補助金の額が変わる場合は、**変更承認が必要**です。
- ・ 交付決定を受けた補助金の額は**増額**できません。

10. 中止、廃止の手続き

工事を中止・廃止する場合は、様式第5号を仙台市環境脱炭素政策課宛てに提出してください。

工事前後の写真撮影例

工事前写真



工事後写真



【チェック事項】

- ✓ 「様式第2号別紙1」(4ケタの番号が書かれた紙)を設置場所に貼り付けて撮影している
- ✓ 工事前と工事後が同一場所であることが確認できるよう、周囲が分かるように撮影している
- ✓ 工事後写真はV2H設備本体が見えるように撮影している

〈良くない撮影方法〉

※写真の撮り直しを依頼します。

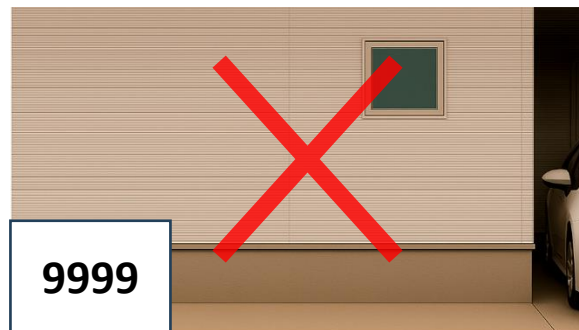
※撮り直しができない場合は、**補助金を交付できません。**

工事前写真



- ・工事前に「様式第2号別紙1」を設置場所に貼り付けて撮影していない

工事前写真



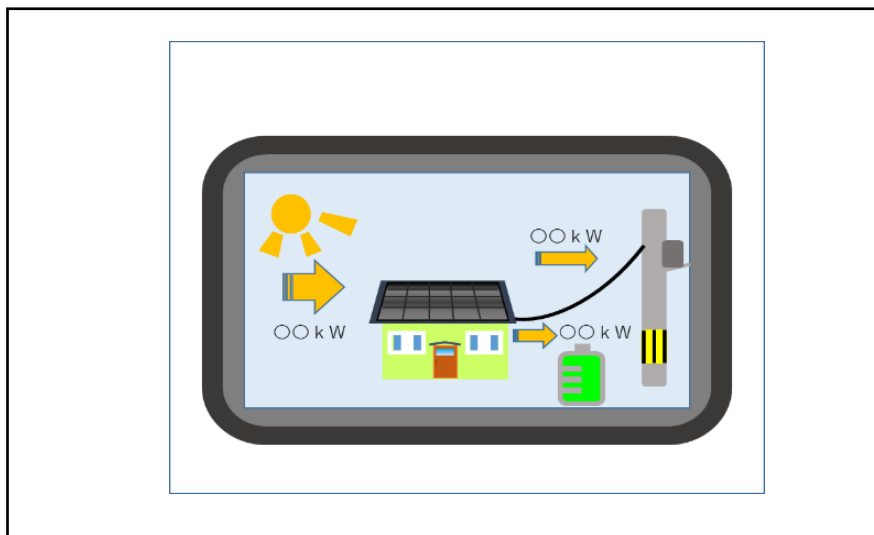
- ・工事前写真に「様式第2号別紙1」を写真に合成している

11.実績報告に必要な書類（記入例は仙台市HPを確認してください）

	書類名	備考
①	補助金実績報告書	・様式第8号
②	領収書等の写し	・申請者の氏名及びV2H充放電設備代金の支払ったことが分かるもの
③	V2H充放電設備本体の保証書の写し	・申請者の氏名、設置先住所、製品品番、製造番号、設置日付、販売店印等が分かるもの
④	建物全景写真 (カラー写真)	・様式第8号別紙1 ・工事後の建物全景写真
⑤	工事写真 (カラー写真)	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;"> 工事前 に撮影 </div> <div style="margin-right: 5px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;"> 工事後 に撮影 </div> <div style="margin-right: 5px;">→</div> </div> ・様式第8号別紙2 ・工事前のV2H充放電設備設置予定場所写真 (様式第2号別紙1を貼り付けて撮影すること) ・工事後のV2H充放電設備要部写真 (様式第2号別紙1を貼り付けて撮影すること) ・工事後のV2H充放電設備の拡大写真 (機器銘板やラベルなどの文字が読み取れるよう撮影すること)
⑥	V2H充放電設備設置完了を確認できる図面	・設置する建物の平面図 ・V2H充放電設備設置場所、V2H用切替盤設置場所及び配線ルートを図示すること
⑦	V2H充放電設備と太陽光発電システムの連携が分かる写真及び図面	・太陽光発電システムで発電した電気がV2Hを介して電気自動車等へ充電していることが分かるモニター画面写真 ・太陽光発電設備からV2H充放電設備への電気の流れが分かる配線図面等
【V2Hと併せて新たに太陽光発電システムを設置した場合のみ】		
⑧	太陽光発電システムを設置されたことが分かる書類(7ページ参照)	下記のいずれか ・現在契約中の売電明細の写し又は電力受給契約確認書の写し ・系統連系に係る契約書類の写し ・保証書(太陽光モジュール及びパワーコンディショナー)の写し
⑨	住民票 ※交付申請時に提出していない場合のみ	・申請者本人の原本 ・ マイナンバーが記載されていないこと ・交付日が交付申請書提出前3か月以内のもの
⑩	その他必要と認める書類	

(実績報告に必要な書類⑦)

V2H充電設備と太陽光発電システムの連携が分かる写真例



太陽光発電システムで発電した電気がV2Hを介して電気自動車等へ充電していることが分かるモニター画面写真

12.補助金交付額の確定

審査の結果、実績報告書の内容が適正であるときは、「補助金交付額確定通知書」を申請者本人宛てに送付します。なお、設備の設置を確認するために、現地調査を行う場合があります。

13.補助金の請求

交付額確定通知書を受領後、速やかに「補助金交付請求書（様式第10号）」を郵送により仙台市環境局脱炭素政策課宛てに提出してください。（記入例は仙台市HPをご確認ください。）

- ・補助金を振り込む口座は申請者本人の名義である必要があります。申請者以外の名義の口座には振り込むことが出来ません。
- ・便宜上、実績報告と同時に提出していただいても構いませんが、補助金交付額の確定後の請求となりますので、指令番号や日付は空欄としてください。
- ・請求金額及び請求日について、修正不可となっておりますので、誤りがあつた場合は再度提出していただく必要があります。

14.補助金の支払い

補助金交付請求書の内容が適正であるときは、当該請求書に記載された口座に、補助金を振り込みます。なお、請求書を提出してから補助金の振り込みまで2か月程度期間を要する場合があります。補助金の振込予定日や振込完了の連絡は行いません。適宜通帳等でのご確認をお願いします。

15.財産取得の管理・処分

この補助金により取得した設備を補助金の目的以外の用途（譲渡、交換、貸付など）に使用することはできません。補助金の目的を達成するよう、善良な管理者の注意を持って管理し、効率的な運用を行ってください。また、補助金の交付額の確定の通知を受けた日から5年以内に、補助金により取得した設備を処分しようとするときは、あらかじめ「財産処分承認申請書（様式第12号）」を提出し、その承認を受けなければなりません。また、承認を受けて設備を処分した場合は、当該設備を取得した日の翌日を起算日として、日数に応じた補助額の返還を求めることがあります。また、取得財産等を処分することにより収入がある、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることを求めることがあります。

16.補助事業完了後の協力

市が取り組んでいる脱炭素政策に関する広報及び調査等への協力を依頼することがありますので、ご協力をお願いします。